

○国立大学法人埼玉大学の工事等における入札・契約の 過程に係る苦情処理要項

〔平成30年6月27日〕
制 定

(趣旨)

第1条 「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成12年11月27日法律第127号)の趣旨を踏まえ、工事等における入札・契約の過程に係る苦情処理の手續きに関して必要な事項を定める。

(対象となる工事等)

第2条 この要項による苦情処理の対象となる工事等は、原則として以下のとおりとする。

- (1) 一般競争入札(政府調達に関する協定(平成7年12月8日条約第23号)適用対象工事に係るものを除く。以下同じ。)方式による工事等
- (2) 工事希望型競争入札方式による工事
- (3) 標準型プロポーザル方式による設計・コンサルティング業務
- (4) 第2号以外の指名競争入札方式(以下「通常指名競争入札方式」という。)による工事等
- (5) 随意契約による工事等

ただし、工事においては予定価格が250万円以下のもの及び設計・コンサルティング業務においては予定価格が100万円以下のものを除く。

2 政府調達に関する協定の対象となる工事等及び「公共工事の入札・契約手續きの改善に関する行動計画」運用指針(平成8年6月17日事務次官等会議申合せ)記4の対象となる設計・コンサルティング業務については、「政府調達に関する苦情の処理手續」(平成7年12月14日付け政府調達苦情処理推進本部決定)に基づく政府調達苦情検討委員会による苦情処理が行われることに留意すること。

(非特定理由等の通知)

第3条 事務局長は、次のとおり通知を行うものとする。

- (1) 一般競争入札において、競争参加資格の確認申請を行った者のうち、当該工事について競争参加資格がないとした者に対して、競争参加資格がないと認められた旨及び競争参加資格がないと認めた理由を原則として電子入札システムにより通知するものとする。

(2) 工事希望型競争入札において、技術資料を提出した者のうち当該工事について競争参加資格がないとした者に対して、競争参加資格がないと認めた旨及び競争参加資格がないと認めた理由を原則として電子入札システムにより通知するものとする。

(3) 標準型プロポーザル方式において、技術提案書を提出した者のうち当該設計・コンサルティング業務について特定しなかった者に対して、特定しなかった旨及び特定しなかった理由（以下「非特定理由」という。）を原則として電子入札システムにより通知するものとする。

（苦情の申立てができる者及び申立てができる範囲）

第4条 苦情の申立てができる者及び申立てができる範囲は以下のとおりとする。

(1) 一般競争入札

競争参加資格の確認申請を行った者のうち、事務局長により競争参加資格がないと認めた理由の説明を受けた者で、当該理由について不服がある者は、事務局長に対して当該理由についての説明を求めることができる。

(2) 工事希望型競争入札

ア 技術資料を提出した者のうち、事務局長により競争参加資格がないと認めた理由の説明を受けた者で、当該理由について不服がある者は、事務局長に対して当該理由についての説明を求めることができる。

イ 当該入札と同一の工事種別に登録がある有資格業者のうち、当該工事の技術資料の提出を求められなかったことに対して不服のある者は、事務局長に対して技術資料の提出を求められなかった理由についての説明を求めることができる。

(3) 総合評価落札方式における非落札者のうち、落札者の決定結果に対して不服がある者は、事務局長に対して非落札理由についての説明を求めることができる。

(4) 標準型プロポーザル方式

ア 技術提案書を提出した者のうち、事務局長による非特定理由の通知を受理した者で、当該非特定理由に対して不服がある者は、事務局長に対して非特定理由についての説明を求めることができる。

イ 当該発注と同一の業種区分に登録がある有資格業者のうち、当該設計・コンサルティング業務の技術提案書の提出を求められなかったことに対して不服がある者は、事務局長に対して技術提案書の提出を求められなかった理由について説明を求めることができる。

(5) 通常指名競争入札

当該入札と同一の工事種別又は業種区分に登録がある有資格業者のうち、当該

通常指名競争に参加する者として指名されなかったことに対して不服がある者は、事務局長に対して非指名理由についての説明を求めることができる。

(6) 随意契約方式（第4号の場合を除く）

当該契約と同一の工事種別に対応する建設業法（昭和24年5月24日法律第100号）の建設工事の種類について建設業の許可を有する者（建設業法第3条第1項に規定する「許可」を受けている者をいう。）又は当該契約と同一の業種区分の有資格業者で、当該契約の相手方として選定されなかった理由に対して不服がある者は、事務局長に対して当該契約の相手方として選定されなかった理由についての説明を求めることができる。

（苦情の申立ての方法）

第5条 苦情の申立ては、以下に掲げる期間内に、書面により、事務局長に対して行うことができるものとする。書面には、申立者の氏名及び住所、申立ての対象となる工事又は設計・コンサルティング業務、不服のある事項及び不服の根拠となる事項等について記載すること（様式任意）。

(1) 前条第1項第1号及び第2号アに掲げる苦情にあつては、事務局長が競争参加資格の確認の結果の通知を行った日の翌日から起算して5日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内。

(2) 前条第1項第2号イ及び第5号に掲げる苦情にあつては、事務局長が工事の名称の公表を行った日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内。

(3) 前条第1項第3号に掲げる苦情にあつては、事務局長が総合評価についての落札者決定の公表を行った日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内。

(4) 前条第1項第4号アに掲げる苦情にあつては、事務局長が特定業者名の公表を行った日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内。第4条第1項第4号イに掲げる苦情にあつては、事務局長が業務の名称の公表を行った日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内。

(5) 前条第1項第6号に掲げる苦情にあつては、事務局長が随意契約の相手方の公表を行った日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内。

（苦情申立てへの回答）

第6条 苦情の申立てがあつた場合は、事務局長は苦情を申し立てることができる最終日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に書面（以下「回答書」という。）により回答するものとする。ただし、第4条第1項第4号アに掲げる苦情にあつては、苦情を申し立てることができる最終日の翌日から起算して10日以内とする。また、苦情件数が多数に及ぶ等事務処理上の困難その他の合理

的かつ相当の理由があるときは、回答期間を延長できるものとする。

(苦情の申立ての却下)

第7条 事務局長は、申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、その申立てを却下することができるものとする。

(苦情申立てについての教示)

第8条 苦情申立てができる旨の教示を次のとおり行うものとする。ただし、本要項において対象となる工事等に係るものに限る。

- (1) 一般競争入札にあっては、入札説明書に、第4条第1項第1号に掲げる苦情申立てができる旨を教示すること。
- (2) 工事希望型競争入札方式又は標準型プロポーザル方式にあっては、技術資料作成要領、技術資料の提出を求める際(いて)送付する資料又は技術提案書の提出要請書(以下「技術資料作成要領等」という。)に、第4条第1項第2号ア及び第4号アに掲げる苦情申立てができる旨を教示すること。
- (3) 総合評価落札方式を実施する場合は、入札説明書又は技術資料作成要領等に、第4条第1項第3号に掲げる苦情申立てができる旨を教示すること。
- (4) 工事希望型競争入札方式、標準型プロポーザル方式及び通常指名競争入札方式にあっては、第4条第1項第2号イ、第4号イ及び第5号に掲げる苦情申立てができる旨を掲示すること等により、教示すること。
- (5) 随意契約方式にあっては、第4条第1項第6号に掲げる苦情申立てができる旨を掲示すること等により教示すること。

(苦情処理手続に係る明示)

第9条 第3条から第6条に係る手続については、次のとおり明示するものとする。ただし、本要項において対象となる工事等に係るものに限る。

- (1) 第4条第1項第1号に係る手続については、入札説明書に記載すること。
- (2) 第4条第1項第2号ア、第3号及び第4号アに係る手続については、技術資料作成要領等に記載すること。
- (3) 第4条第1項第2号イ、第4号イ、第5号及び第6号に係る手続については、掲示すること。

(苦情処理結果の公表)

第10条 事務局長は、申立者に回答を行ったときには、申立者の提出した書面及び回答書を、閲覧による方法により速やかに公表するものとする。

(再苦情の申立てができる者及び再苦情申立てができる範囲)

第11条 第6条の回答書を受理した申立者であって、回答書による説明に不服がある者は、当該事務局長に対して、再苦情の申立てを行うことができる。

(再苦情の申立ての方法)

第 1 2 条 再苦情の申立ての方法は、下記のとおりとする。

(1) 再苦情の申立ては、事務局長から第 6 条の回答書を受け取った日から 7 日（休日を含まない。）以内に、書面により当該事務局長に対して行うことができるものとする。

(2) 事務局長は、前号の申立てを受けたときは、速やかに国立大学法人埼玉大学入札監視委員会要項（平成30年6月27日制定）により設置される入札監視委員会（以下「入札監視委員会」という。）に審議を依頼するものとする。なお、当該入札監視委員会の審議に係る具体的な手続及び再苦情申立書の様式等については、「入札監視委員会の運営について」（平成30年3月22日付け29文科施第279号文教施設企画部長決定）及び「入札監視委員会における報告等の様式について」（平成30年3月22日付け29施企第15号契約情報室長通知）によるものとする。

（再苦情申立てへの回答）

第 1 3 条 事務局長は、入札監視委員会の審議結果の報告を受けた日の翌日から起算して 7 日（休日を含まない。）以内を目途に申立者に対して次により回答するものとする。

(1) 申立てが認められなかったときは、申立てに根拠が認められないと判断された理由を示してその旨を明らかにする。

(2) 申立てが認められたときは、入札監視委員会の意見を尊重し、その旨及びこれに伴い事務局長が講じようとする措置の概要を明らかにする。

（再苦情の申立ての却下）

第 1 4 条 再苦情の申立ての却下は、次の各号に定めるところによる。

(1) 事務局長は、以下の再苦情の申立てについて却下することができるものとする。

ア 申立て期間を徒過したもの。

イ 第 1 1 条に該当しない者から再苦情の申立てがあったもの。

ウ 所定の事項が記載されていない書面により再苦情の申立てがあったもの。

(2) 事務局長は、再苦情の申立てを却下する場合は、申立ての書面を受け取った日の翌日から起算して 7 日（休日を含まない。）以内に申立者に対してその旨を通知するものとする。

(3) 事務局長は、前号の通知を行った場合は、速やかに再苦情申立書と却下の通知書の公表を行うものとする。

(4) 事務局長は、前号に関する報告を直近の入札監視委員会に行うものとする。

（再苦情申立てについての教示）

第 1 5 条 第 6 条の回答書中に、再苦情申立てができる旨を教示するものとする。

(再苦情処理手続に係る明示)

第 1 6 条 第 1 1 条から第 1 3 条に係る手続については、第 6 条の回答書中に記載して、明示するほか、第 1 7 条の方法により明示するものとする。

(再苦情処理結果の公表)

第 1 7 条 事務局長は、再苦情申立者に回答を行ったときには、再苦情申立者の提出した書面及び事務局長が回答を行った書面を速やかに公表するものとする。

附 則

この要項は、平成30年7月1日から施行する。